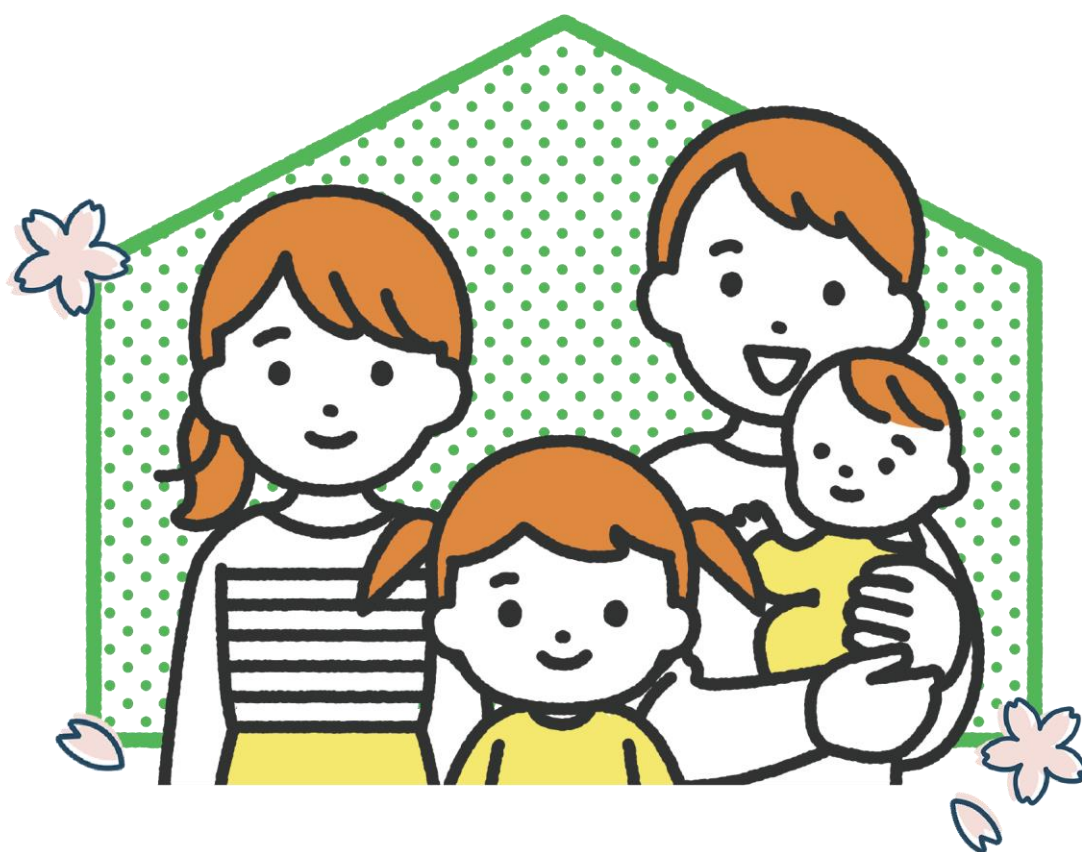


第3期

玄海町

子ども・子育て
支援事業計画



令和7年3月
玄海町



目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の法的根拠と位置付け	2
3	計画の期間	2
4	策定体制	3
第2章	玄海町の子ども・子育てに関する現状	4
1	人口等の動向	4
2	保育・教育・福祉施設の利用状況	11
3	ニーズ調査結果の概要	14
第3章	第2期計画の実施状況	28
1	教育・保育の状況	28
2	地域子ども・子育て支援事業の実施状況	30
第4章	子ども・子育て支援事業計画	38
1	教育・保育提供区域の設定	38
2	教育・保育の提供体制の確保	39
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	44
4	専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	54
第5章	計画の推進体制	55
1	計画の推進に向けた役割	55
2	計画の推進に向けた3つの連携	57
3	計画の達成状況の点検・評価	58
資料編		59
1	玄海町子ども・子育て会議条例	59
2	玄海町子ども・子育て会議 委員名簿	61

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では少子高齢化による子育て世帯の減少、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が課題となっています。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズが高まるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

国は、このような社会情勢の変化を受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を三つの柱として推進してきました。

その後、令和元年10月からは、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳のすべての子どもと0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化に取り組んでいます。

また、こども基本法を令和5年4月に施行するとともに、本法に掲げられたこども施策を策定し、実施する行政機関としてこども家庭庁を発足させました。さらに同年12月には、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、子どもたちが幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられました。

本町においては、平成27年3月に第1期となる「玄海町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

令和2年3月には、「第2期玄海町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という）を策定し、子育て支援の充実に取り組んできました。

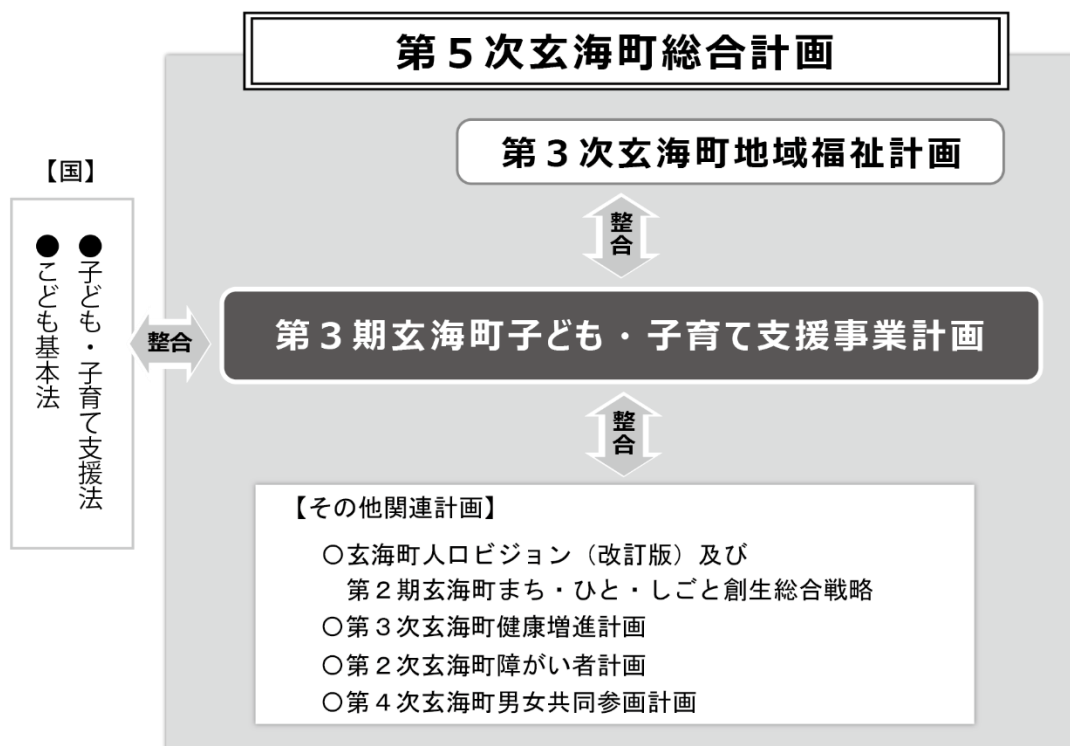
令和6年度に「第2期計画」が最終年度を迎えることから、ニーズ調査を実施し、今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握、分析などを行うとともに、子どもの現状と将来の動向及び地域子ども・子育て支援事業に関する状況の把握、整理を行い「第3期玄海町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる計画です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、町の上位計画である「玄海町総合計画」及び「地域福祉計画」など、町の各種関連計画との整合を図っています。

■ 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
玄海町子ども・子育て支援 事業計画	第 1 期					第 2 期					第3期（本計画）				

4 策定体制

(1) 子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、学識経験者、子ども・子育て支援事業に従事する者、教育関係者、子どもの保護者、関係行政機関の職員などから構成される「玄海町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 玄海町の子ども・子育てに関する現状

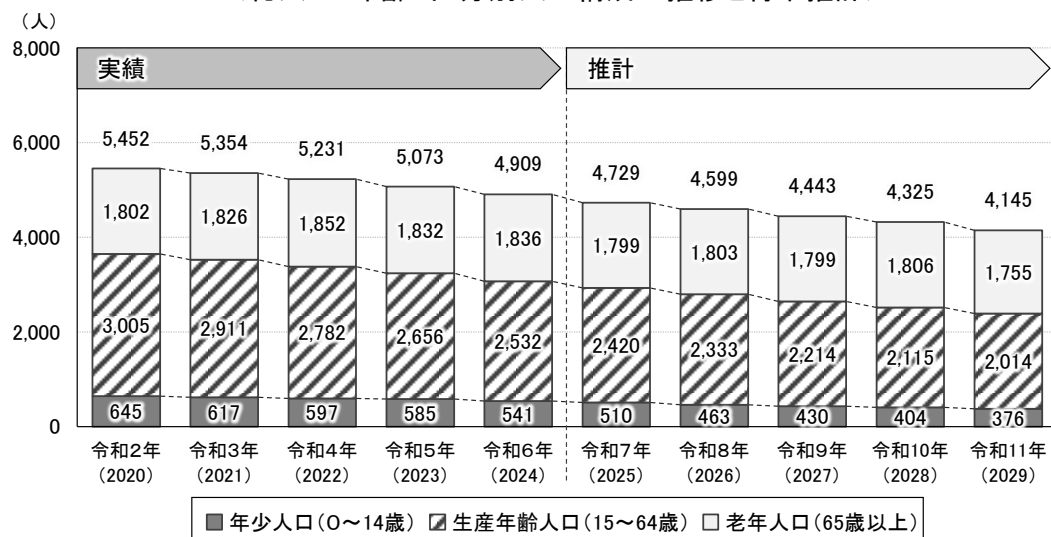
1 人口等の動向

(1) 人口の推移

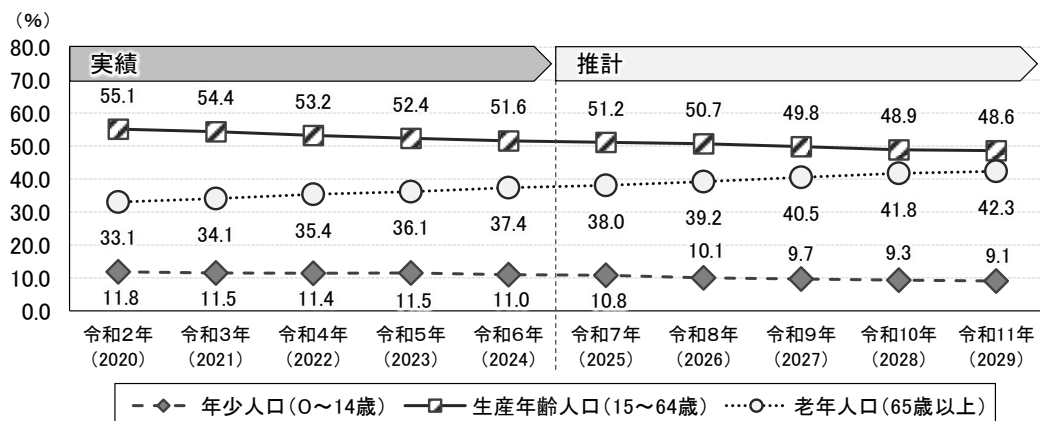
1) 総人口・年齢3区分別人口の推移と推計

本町の総人口は令和6年4月1日現在で 4,909 人となっており、令和2年の 5,452 人から 543 人減少しています。また、令和2年から令和6年までの実績を用いたコーホート法(※)による推計では、令和7年以降も減少が続き、令和11年には 4,145 人となる見込みです。年齢3区分別人口の構成比をみると、年少人口と生産年齢人口の割合が減少しているのに対し、老年人口は増加が続く見込みとなっています。

＜総人口・年齢3区分別人口構成の推移と将来推計＞



＜年齢3区分別人口構成比の推移と将来推計＞



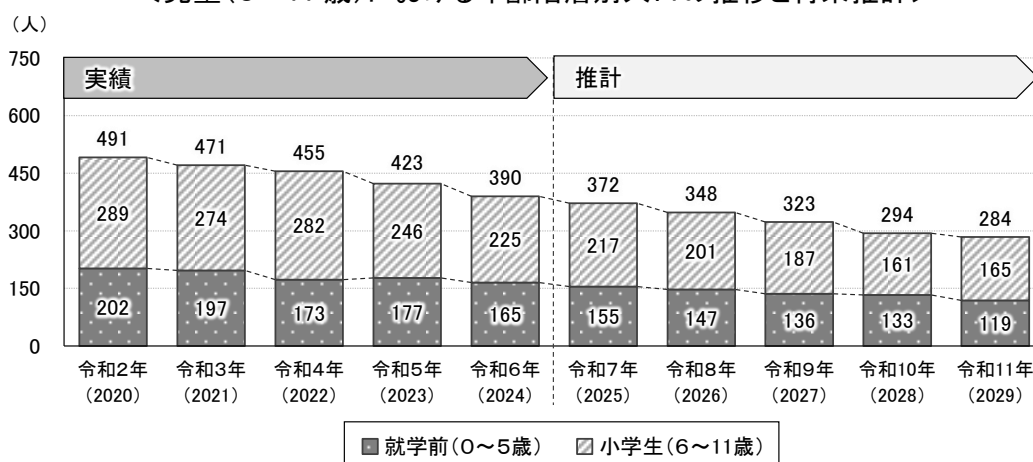
※コーホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

資料：住民基本台帳人口による実績と推計（実績は各年4月1日現在）

2) 児童数の推移と推計

年少人口における0～11歳の児童数は令和6年4月1日現在で390人となっており、そのうち就学前児童である0～5歳が165人、小学生児童である6～11歳が225人となっています。令和11年では児童数が284人へと減少する見込みとなっており、令和6年から令和11年にかけての増減率をみると、各歳別人口のうち最も減少率が高いのは1歳で40.0%減、次いで、8歳が38.3%減、9歳が37.2%減となることが予測されます。

＜児童(0～11歳)における年齢階層別人口の推移と将来推計＞



資料：住民基本台帳人口による実績と推計（実績は各年4月1日現在）

■児童(0～11歳)における各歳別人口の将来推計及び増減率

単位：人

	実績	推計					R6→R11 増減率(%)
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	
0歳	20	21	19	17	17	15	▲25.0
1歳	30	21	22	20	18	18	▲40.0
2歳	23	33	23	24	22	20	▲13.0
3歳	29	21	30	21	22	20	▲31.0
4歳	28	30	22	31	22	23	▲17.9
5歳	35	29	31	23	32	23	▲34.3
6歳	32	34	27	29	21	29	▲9.4
7歳	23	32	34	27	29	21	▲8.7
8歳	47	23	32	34	27	29	▲38.3
9歳	43	46	23	32	34	27	▲37.2
10歳	41	41	44	21	29	30	▲26.8
11歳	39	41	41	44	21	29	▲25.6
合計	390	372	348	323	294	284	▲27.2
就学前 (0～5歳)	165	155	147	136	133	119	▲27.9
小学生 (6～11)	225	217	201	187	161	165	▲26.7

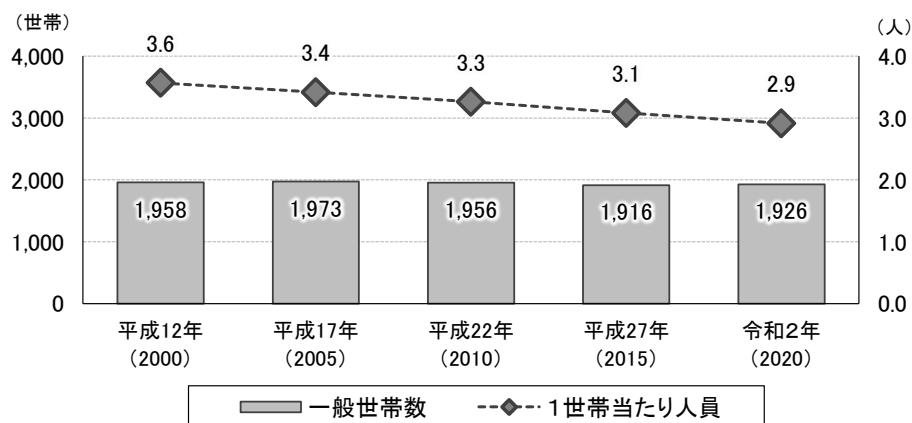
資料：住民基本台帳人口による実績と推計（実績は各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

1) 一般世帯数の推移

本町の一般世帯数は平成 17 年から平成 27 年にかけて減少傾向にありましたが、令和 2 年では増加し 1,926 世帯となっています。1 世帯当たり人員をみると、平成 12 年の 3.6 人から令和 2 年で 2.9 人となっており、世帯規模の縮小が続いています。

＜一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移＞



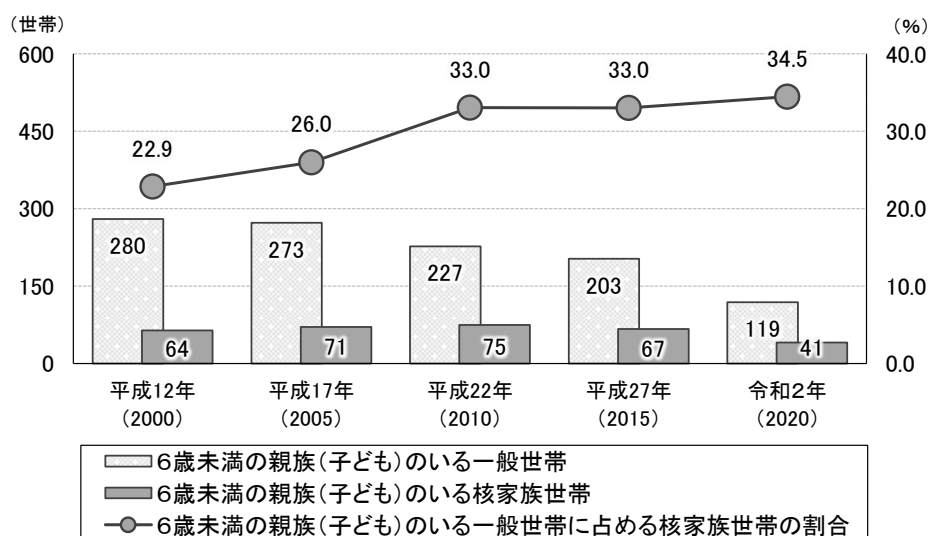
※一般世帯数：施設等の世帯（寮の学生・生徒、病院の入院者など）を除いた世帯

資料：国勢調査

2) 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

6歳未満の親族（子ども）がいる一般世帯数は、令和 2 年で 119 世帯となっており、平成 12 年から 161 世帯の減少がみられます。また、そのうち6歳未満の親族（子ども）がいる核家族世帯数は 41 世帯、6歳未満の親族（子ども）がいる一般世帯に占める割合は 34.5%となっています。

＜6歳未満の子どもがいる世帯の状況＞

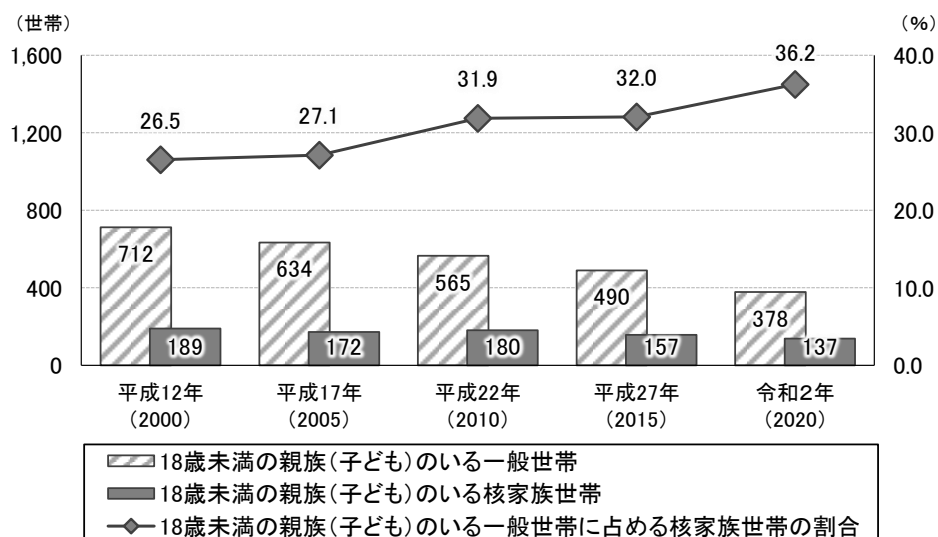


資料：国勢調査

3) 18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

18 歳未満の親族（子ども）がいる一般世帯数は、平成 12 年の 712 世帯から令和 2 年で約半数である 378 世帯へと減少しています。一方で、18 歳未満の親族（子ども）がいる一般世帯に占める割合は、平成 12 年の 26.5%から令和 2 年で 36.2%と 9.7 ポイントの増加がみられます。

＜18 歳未満の子どもがいる世帯の状況＞

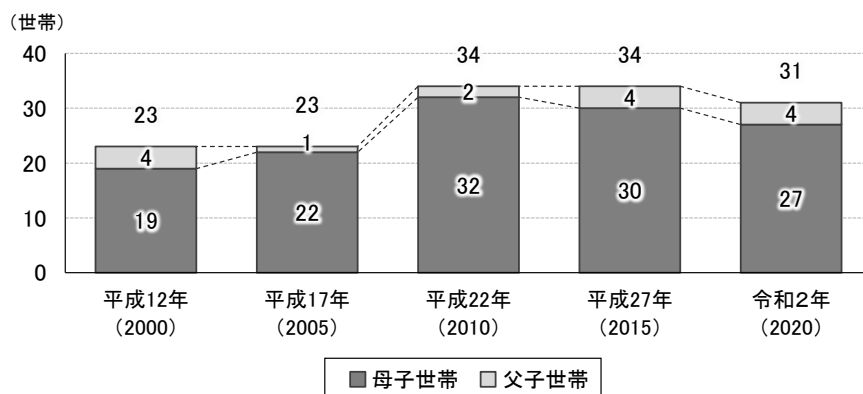


資料：国勢調査

4) ひとり親世帯の推移

本町のひとり親世帯数は平成 22 年で増加がみられ、平成 27 年まで横ばいとなっていました。令和 2 年でわずかに減少し 31 世帯となり、そのうち母子世帯が 27 世帯、父子世帯が 4 世帯となっています。

＜ひとり親世帯の推移＞

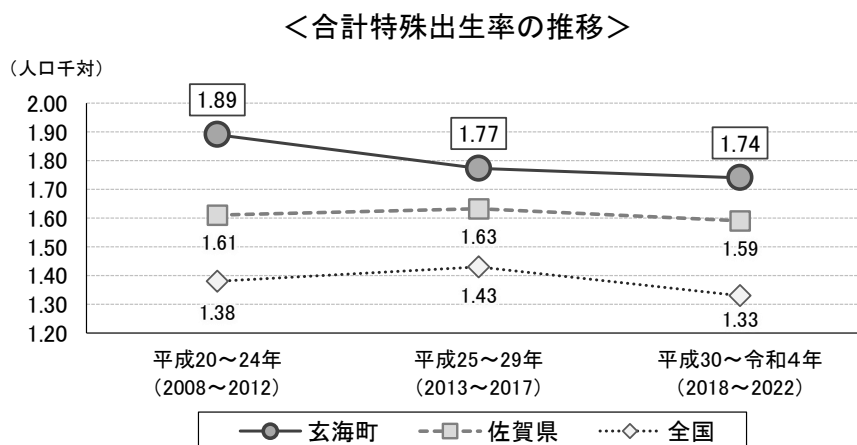


資料：国勢調査

(3) 人口動態

1) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、佐賀県や全国の値を上回って推移していますが、平成 20～24 年の 1.89 から減少が続いており、平成 30～令和 4 年では 1.74 となっています。

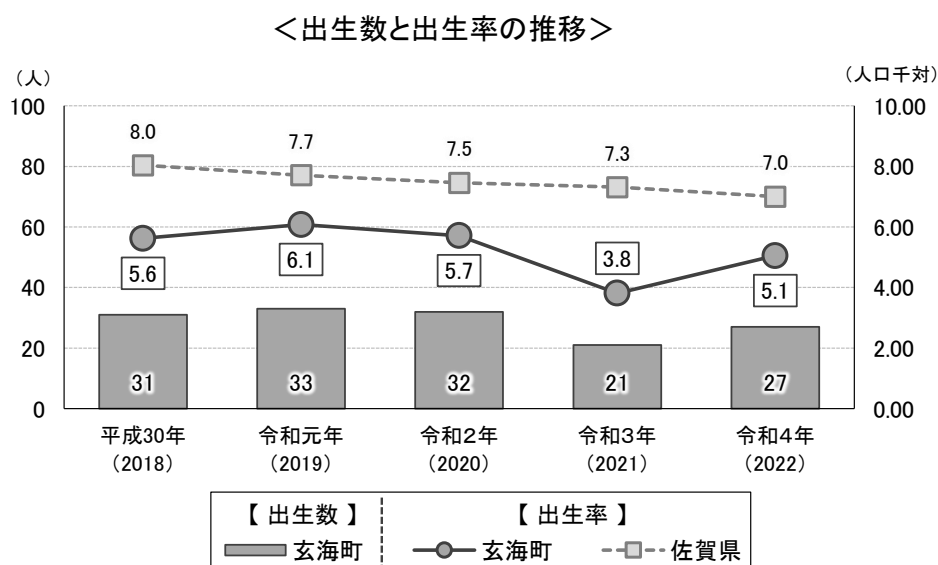


※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むと想定される子どもの数

資料：人口動態統計特殊報告

2) 出生数と出生率の推移

出生数の推移をみると、平成 30 年から令和 2 年にかけては横ばい、令和 3 年で減少がみられましたが、令和 4 年では 27 人へと微増しています。また、本町の出生率は佐賀県よりも低い値で推移しており、令和 4 年で 5.1 となっています。

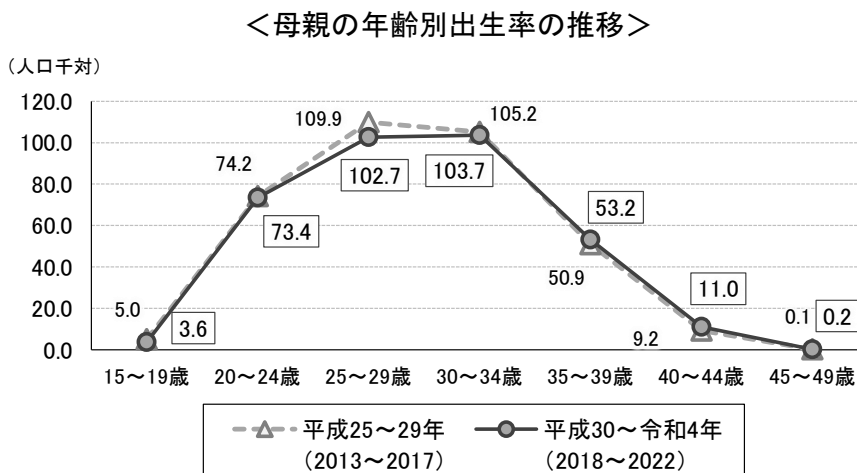


※出生率：人口千人あたりの出生数の割合

資料：人口動態統計

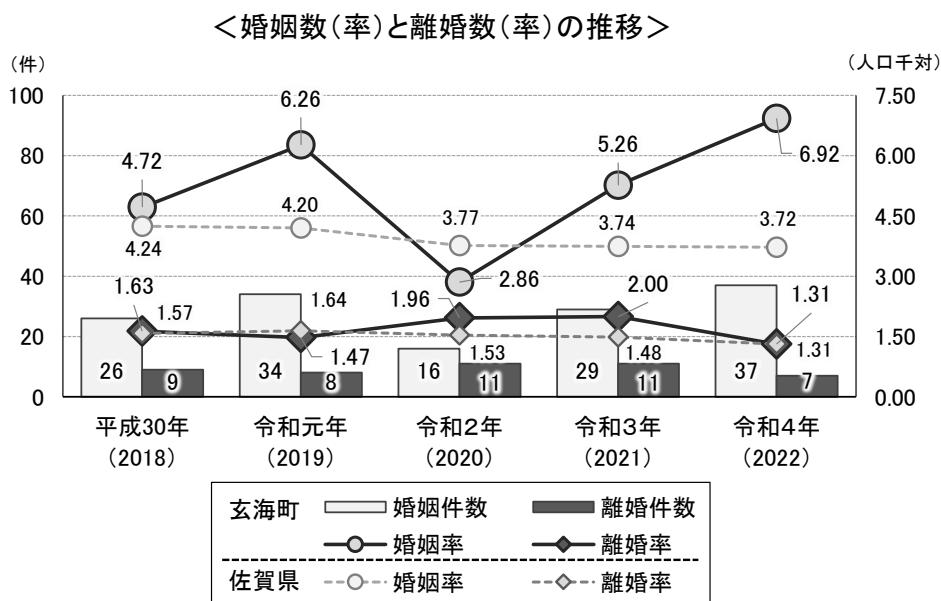
3) 母親の年齢別出生率の推移

母親の年齢別出生率は、平成 25～29 年では 25～29 歳が 109.9 と最も高く、次いで、30～34 歳が 105.2 と続いていましたが、平成 30～令和 4 年では 30～34 歳が 103.7、25～29 歳が 102.7 の順となっています。全体をみると、34 歳以下の年齢では、平成 25～29 年の出生率を平成 30～令和 4 年の値が下回っているのに対し、35 歳以上の年齢では平成 30～令和 4 年の値が上回っており、出産年齢が上昇していることがうかがえます。



4) 婚姻と離婚の推移

本町の婚姻件数は、平成 30 年から増減を繰り返して推移していましたが、令和 3 年以降は増加傾向にあり令和 4 年で 37 件、婚姻率は 6.92 と過去 5 年間で最も高くなっており、佐賀県の婚姻率を上回っています。また、離婚件数は令和 4 年で 7 件、離婚率は 1.31 となり、令和 3 年から減少がみられ、佐賀県の離婚率と同率となっています。



※婚姻率 (‰) = (婚姻件数 ÷ 人口) × 1000

※離婚率 (‰) = (離婚件数 ÷ 人口) × 1000

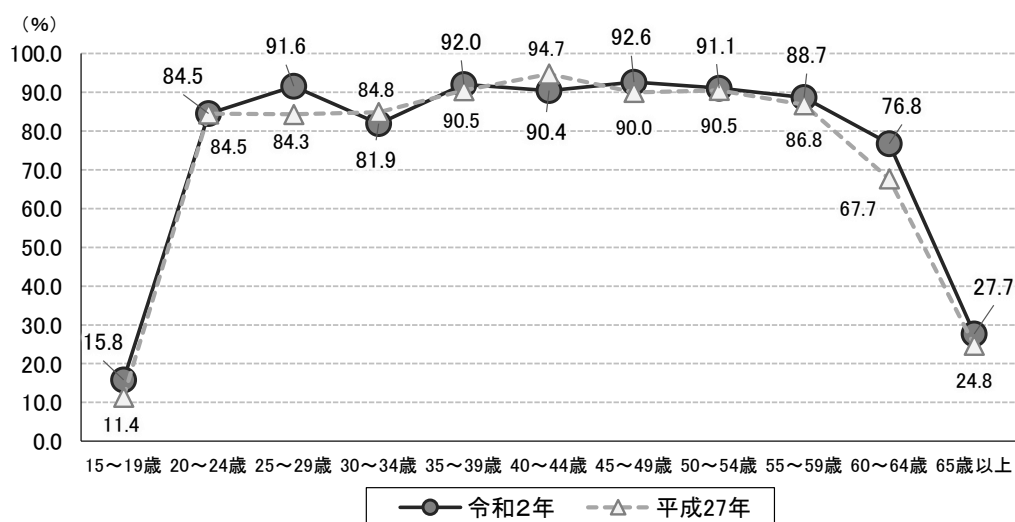
(4) 女性の就労状況

女性の労働力率は一般的に、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、M字カーブを描くと言われています。

本町における女性の年齢別労働力率は、平成 27 年では台形に近い形での推移となっていました。令和 2 年には 25～29 歳の労働力率が 91.6%へと上昇し、30～34 歳は 81.9%へと下降しており、結婚・出産を機に退職をする女性が増加していることが推測されます。

＜女性の年齢別労働力率の推移＞

(平成 27 年・令和 2 年の比較)

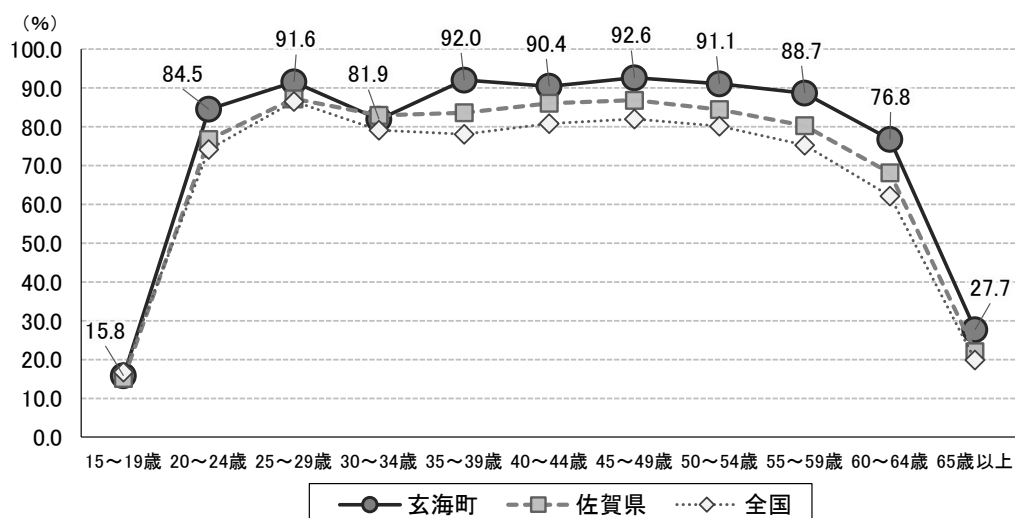


資料：国勢調査

本町における令和 2 年の女性の労働力率は、15～19 歳と 30～34 歳を除く全ての年代で佐賀県や全国を上回っており、本町の労働力率は比較的高いことがうかがえます。

＜令和 2 年の女性の年齢別労働力率＞

(佐賀県・全国との比較)



資料：国勢調査

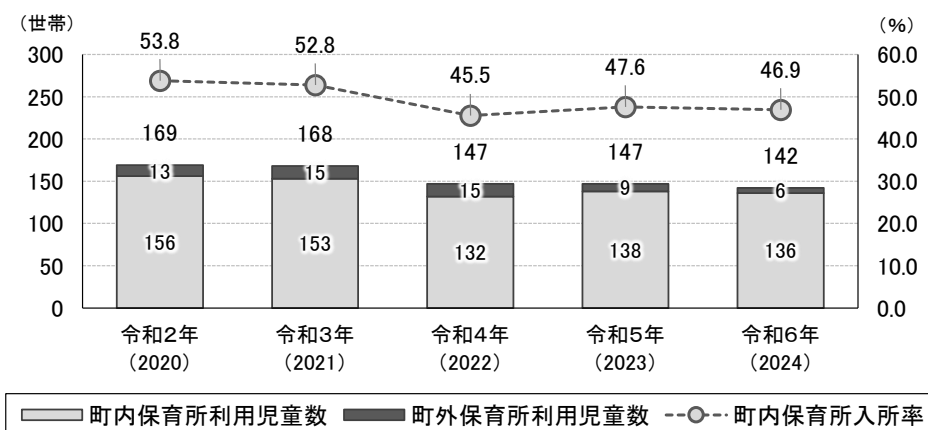
2 保育・教育・福祉施設の利用状況

(1) 保育所利用者の状況

町内・町外を含む保育所の利用児童数は、令和6年5月1日現在で 142 人となっており、令和2年の 169 人から減少傾向となっています。

また、保育所利用児童のうち、町内保育所を利用している児童数は令和6年で 136 人、町内保育所の定員数に対する入所率は 46.9%となっています。

＜保育所利用者数・入所率の推移＞



■保育所利用者数等の推移

単位：人

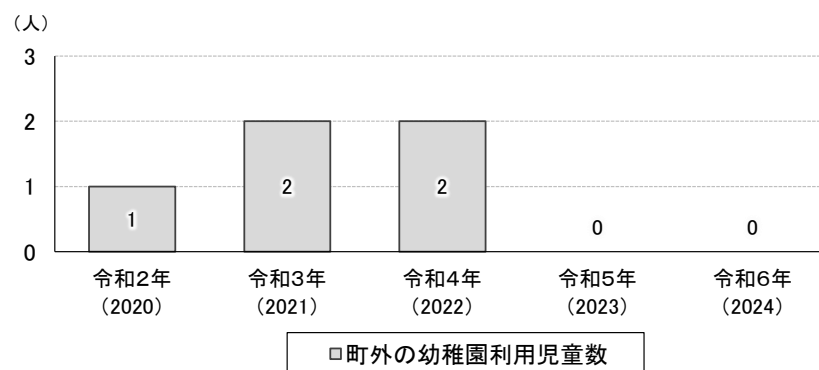
		令和2年 5月1日	令和3年 5月1日	令和4年 5月1日	令和5年 5月1日	令和6年 5月1日
あおば園	定員	180	180	180	180	180
	在園児数	90	90	78	77	71
	入所率	50.0%	50.0%	43.3%	42.8%	39.4%
ふたば園	定員	110	110	110	110	110
	在園児数	66	63	54	61	65
	入所率	60.0%	57.3%	49.1%	55.5%	59.1%
小計	定員	290	290	290	290	290
	在園児数	156	153	132	138	136
	入所率	53.8%	52.8%	45.5%	47.6%	46.9%
町外の保育所利用児童数		13	15	15	9	6
保育所利用児童数 合計		169	168	147	147	142

資料：庁内資料

(2) 幼稚園利用者の状況

本町に幼稚園はないため、町外施設の利用となっていますが、令和5年以降は幼稚園の利用者はみられません。

＜幼稚園利用者数の推移＞



■幼稚園利用者数の推移

単位：人

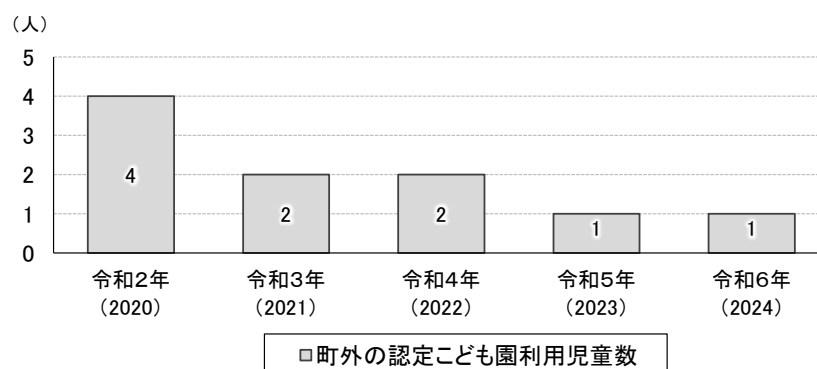
	令和2年 5月1日	令和3年 5月1日	令和4年 5月1日	令和5年 5月1日	令和6年 5月1日
町外の幼稚園利用児童	1	2	2	0	0

資料：庁内資料

(3) 認定こども園利用者の状況

本町に認定こども園はなく、毎年数名が町外施設を利用していますが、令和2年以降は減少傾向となっています。

＜認定こども園利用者数の推移＞



■認定こども園利用者数の推移

単位：人

	令和2年 5月1日	令和3年 5月1日	令和4年 5月1日	令和5年 5月1日	令和6年 5月1日
町外の認定こども園利用児童	4	2	2	1	1

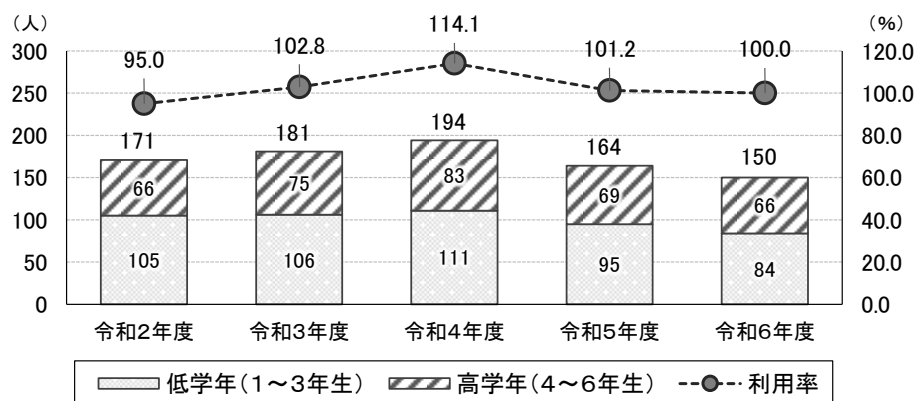
資料：庁内資料

(4) 児童館利用者の状況

本町では放課後児童クラブを設置していないため、放課後児童クラブとしての機能の一部を、さくら児童館、みどり児童館の2施設で担っています。

児童館利用者数は令和6年度でさくら児童館が73人、みどり児童館が77人、合計150人となっています。また、2施設合わせた利用率は、令和3年度から令和5年度で100%を超えており、令和6年度では100%となっています。

＜児童館利用者数・利用率の推移＞



■児童館利用者数等の推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら児童館	低学年(1～3年生)	55	52	58	44	37
	高学年(4～6年生)	28	35	38	44	36
	合計	83	87	96	88	73
みどり児童館	低学年(1～3年生)	50	54	53	51	47
	高学年(4～6年生)	38	40	45	25	30
	合計	88	94	98	76	77
全体	低学年(1～3年生)	105	106	111	95	84
	高学年(4～6年生)	66	75	83	69	66
	児童館利用者 合計	171	181	194	164	150
	定員	180	176	170	162	150
	利用率	95.0%	102.8%	114.1%	101.2%	100.0%

資料：庁内資料

3 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向、町への要望等を把握し、「第3期玄海町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として「子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査」を実施しました。

2) 調査対象

- ① 就学前児童保護者 … 110 件
- ② 小学生児童保護者 … 157 件

3) 調査方法

保育所・みらい学園で QR コードがついたアンケート調査票を配布（一部郵送）し、Web でご回答いただきました。

4) 調査期間

令和6年7月8日（月）～7月26日（金）

5) 配布及び回収数

	配布数	有効回収数（Web）	回収率
① 就学前児童保護者	110 件	66 件	60.0%
② 小学生児童保護者	157 件	100 件	63.7%
計	267 件	166 件	62.2%

※以後、調査内容及び調査結果において、①就学前児童保護者は「就学前」、②小学生児童保護者は「小学生」と表記しています。

(2) 調査結果

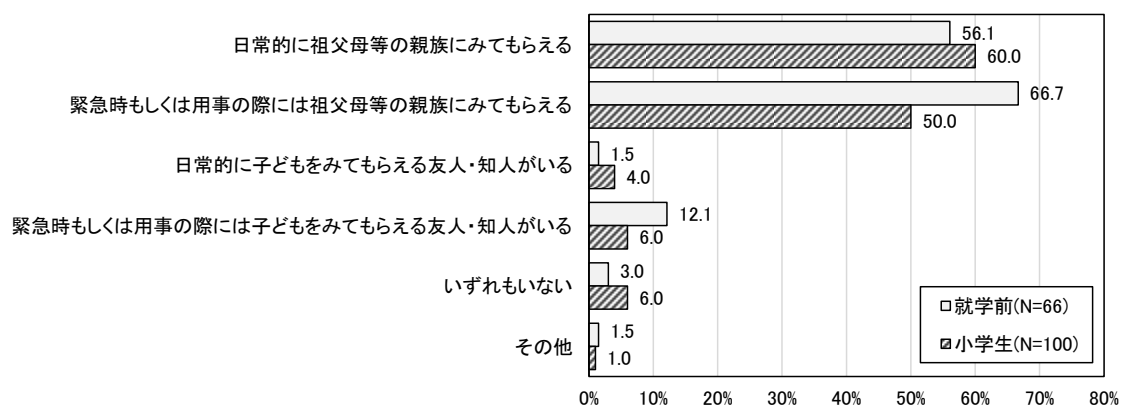
調査内容の主な項目は以下のとおりです。

1. 子育ての環境
2. 保護者の就労状況
3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用
4. 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望
5. 病気になった時の対応
6. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
7. 放課後の過ごし方
8. 育児休業の取得状況
9. 子育て全般

1) 子育ての環境

- ◆ 日常的または緊急時等に、祖父母などの親族や友人・知人に子どもを預かってもらえると回答している割合が高くなっていますが、「いずれもない」という回答も就学前で3.0%、小学生で6.0%と一定程度みられます。

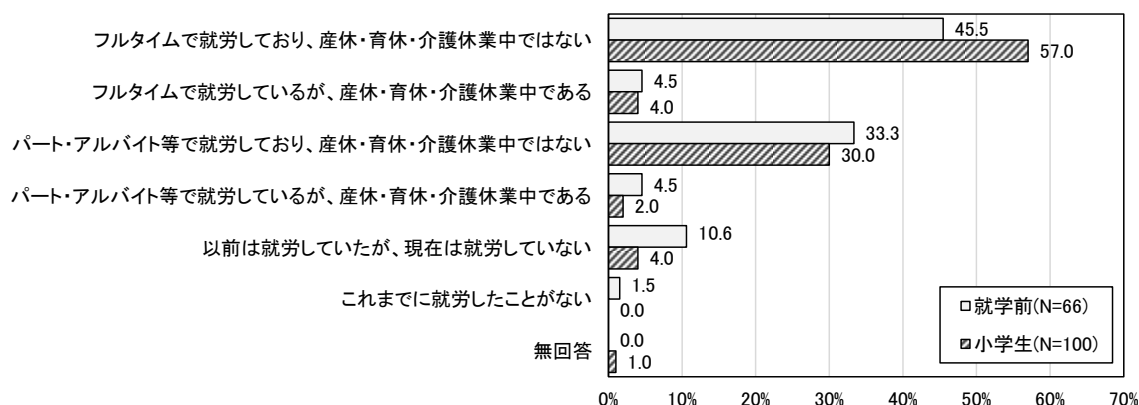
<子どもを預かってもらえる相手の有無>



2) 保護者の就労状況

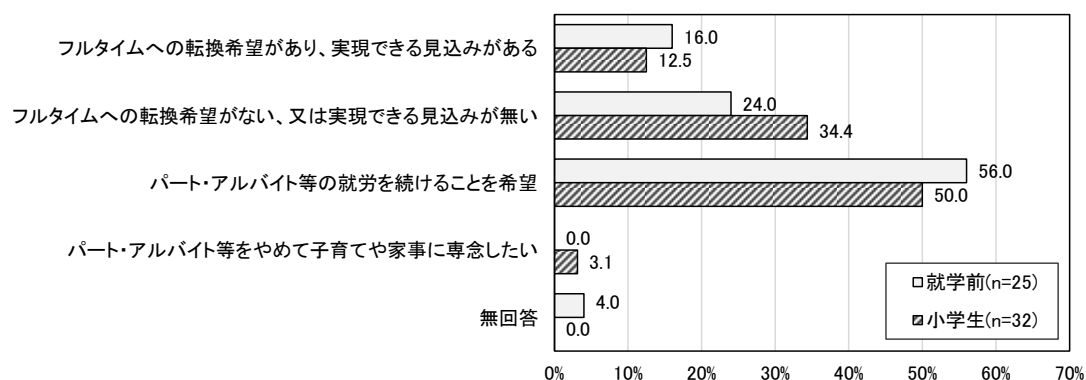
- ◆ 母親の就労形態は、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）」と回答した割合は、就学前が50.0%、小学生が61.0%となっています。また、「パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）」と回答した割合は、就学前が37.8%、小学生が32.0%となっています。

＜母親の就労状況＞



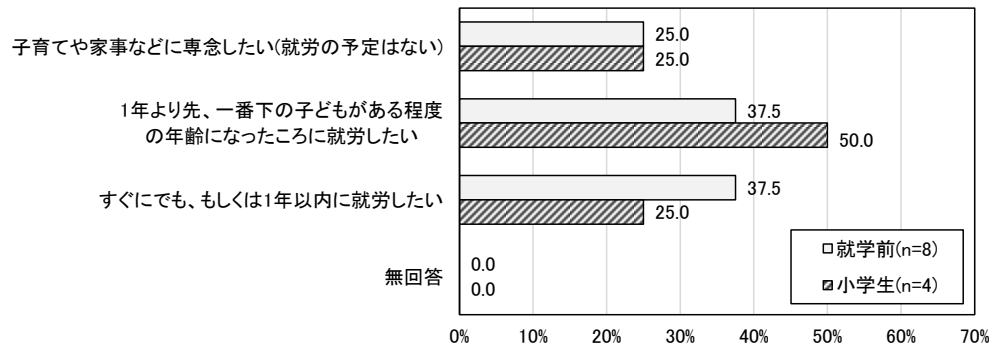
- ◆ パート・アルバイト等で就労している母親のうち、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と回答した割合は、就学前が16.0%、小学生が12.5%となっており、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と回答した割合は、就学前・小学生ともに5割程度となっています。

＜母親のフルタイムへの転換希望＞



- ◆ 現在就労していない母親のうち、今後働く意向がある人（「1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の合計）は就学前、小学生ともに75.0%となっています。

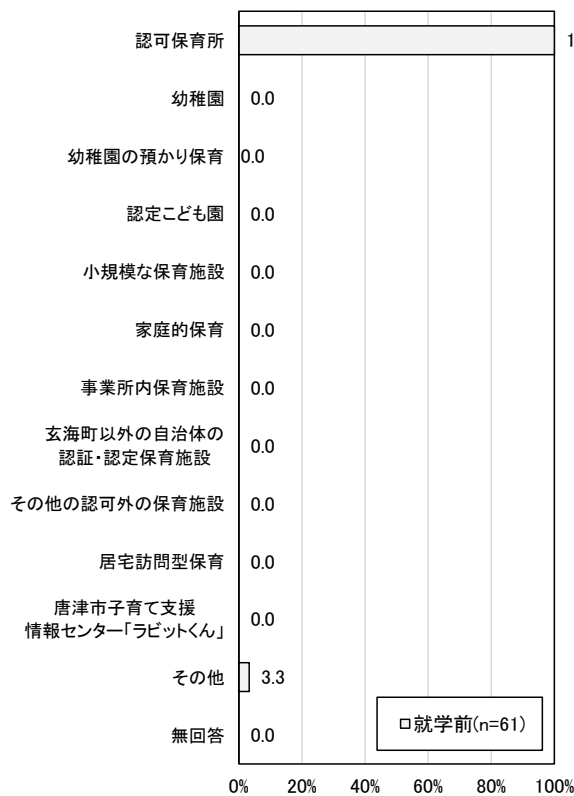
＜未就労の母親の就労意向＞



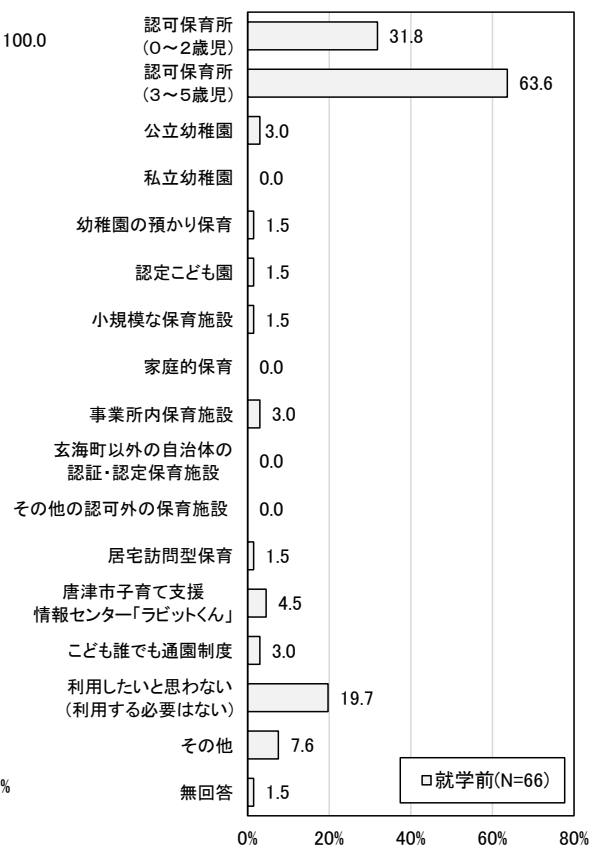
3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

- ◆ 現在、就学前児童が定期的に利用している教育・保育事業は「認可保育所」が100%となっています。今後の利用希望は「認可保育所（3～5歳児）」が63.6%と最も高く、次いで、「認可保育所（0～2歳児）」が31.8%と続いています。

＜教育・保育事業の利用状況＞

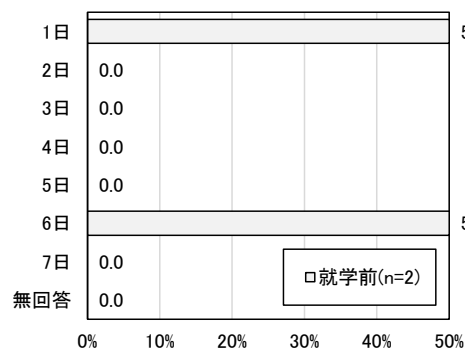


＜教育・保育事業の利用希望＞

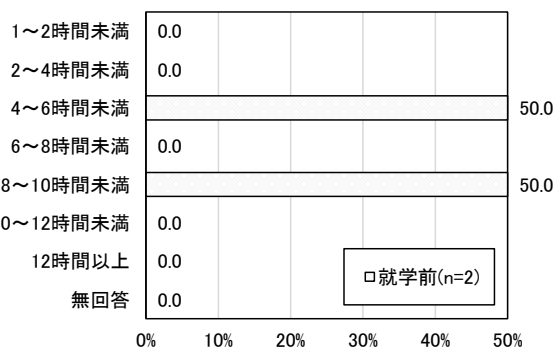


- ◆ こども誰でも通園制度を利用したいと回答した人の希望する利用日数は「1日」「6日」が50.0%となっています。また、希望する利用時間は「4～6時間未満」「8～10時間未満」が50.0%となっています。

＜こども誰でも通園制度の希望利用日数＞



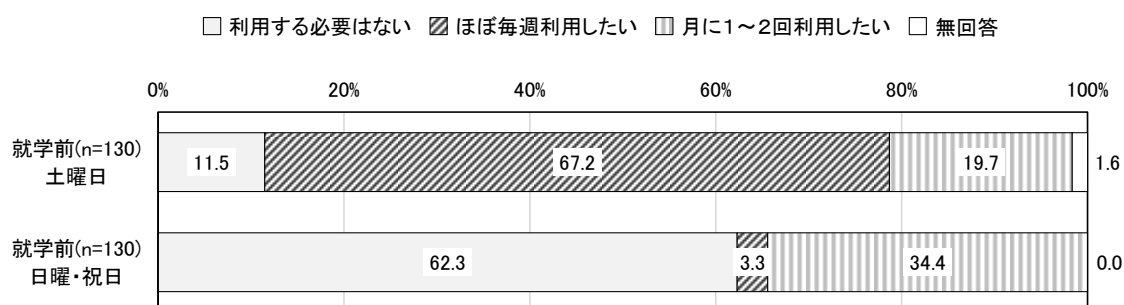
＜こども誰でも通園制度の希望利用時間＞



4) 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

- ◆ 就学前児童における、土曜日、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向がある人（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回利用したい」の合計）の割合は、土曜日が86.9%、日曜・祝日が37.7%となっています。

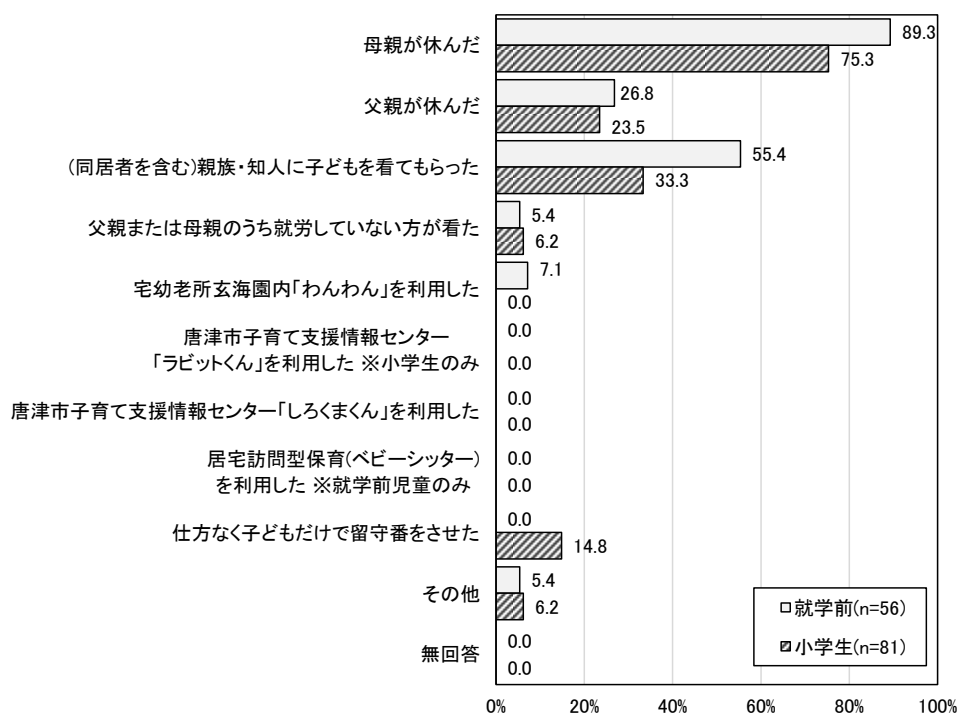
＜土曜日、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向＞



5) 病気になった時の対応

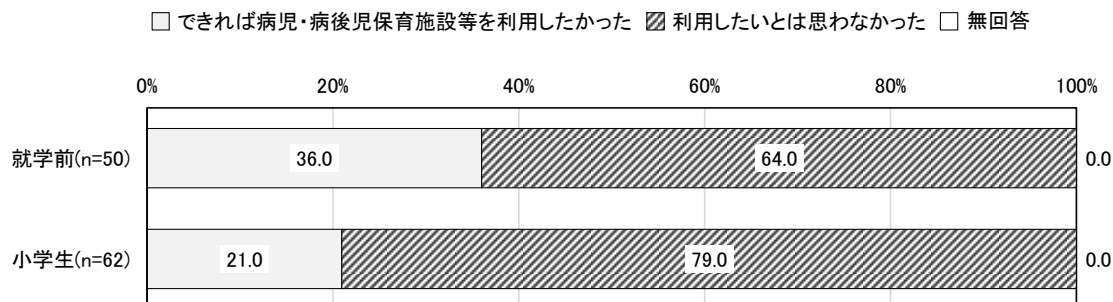
- ◆ 子どもが病気やケガで、平日の教育・保育事業や小学校を休まなければならなかった時に、「母親が休んだ」と回答した割合は就学前で 89.3%、小学生で 75.3%と最も高くなっています。

<子どもが病気になった時の対処法>



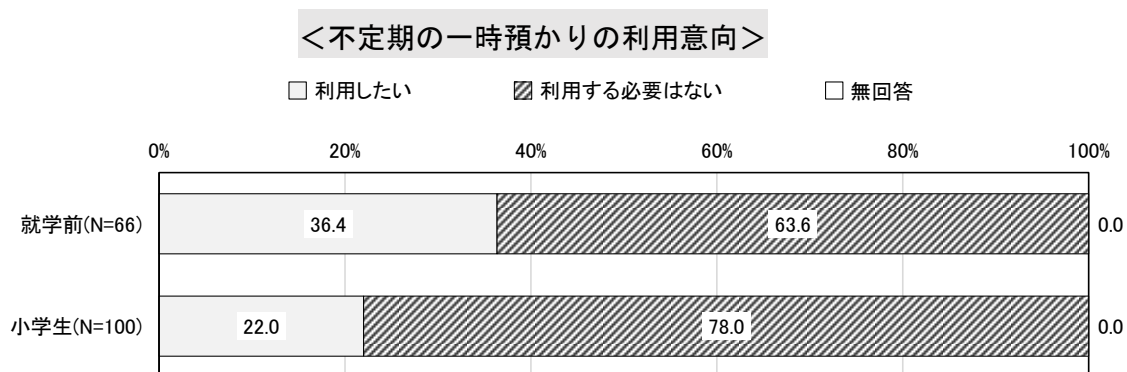
- ◆ 父親もしくは母親が休んで対応をした人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」という回答は、就学前で 36.0%、小学生で 21.0%となっています。

<病児・病後児保育施設等の利用意向>

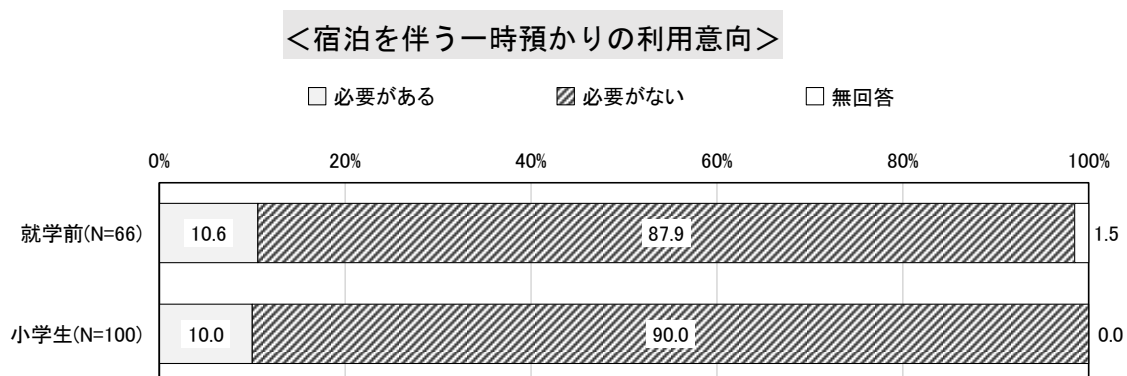


6) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ◆ 不定期の教育・保育事業や一時預かりの利用意向がある人の割合は、就学前が36.4%、小学生で22.0%となっています。また、利用の目的としては、「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」や「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」が多くなっていました。



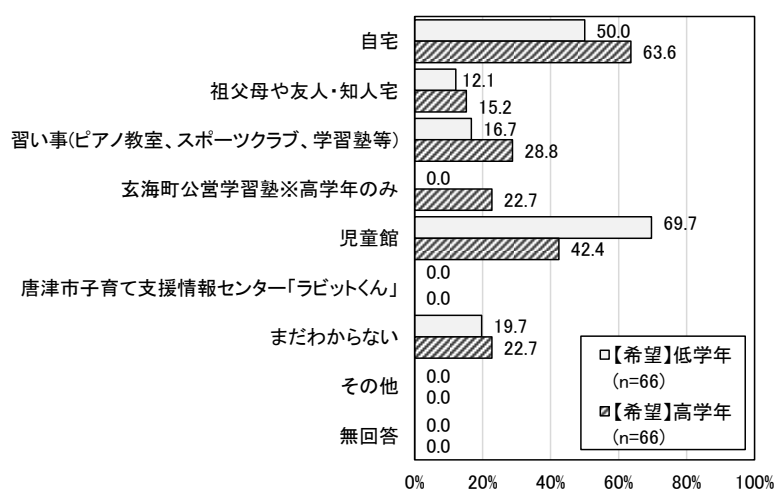
- ◆ 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）による宿泊を伴う一時預かりの必要性について、9割程度が「必要がない」と回答していますが、「必要がある」と回答した割合は、就学前で10.6%、小学生で10.0%と一定数みられます。



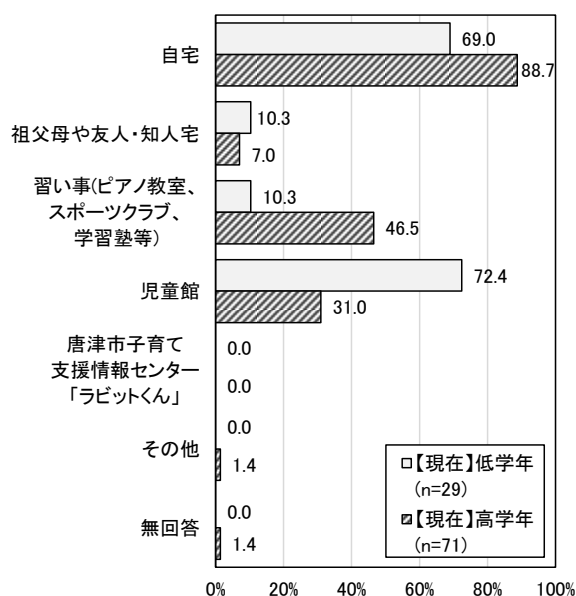
7) 放課後の過ごし方

- ◆ 就学前児童が就学した際に希望する放課後の過ごし方については、低学年では「児童館」が69.7%と最も高く、次いで、「自宅」(50.0%)と続いています。また、高学年では「自宅」が63.6%、「児童館」が42.4%となっています。
- ◆ 小学生児童における現在の放課後の過ごし方については、低学年では「児童館」が72.4%、高学年では「自宅」が88.7%と最も高くなっています。また、現在低学年の児童が高学年に進級した際に希望する放課後の過ごし方については、「自宅」が75.9%、次いで、「児童館」(58.6%)と続いています。

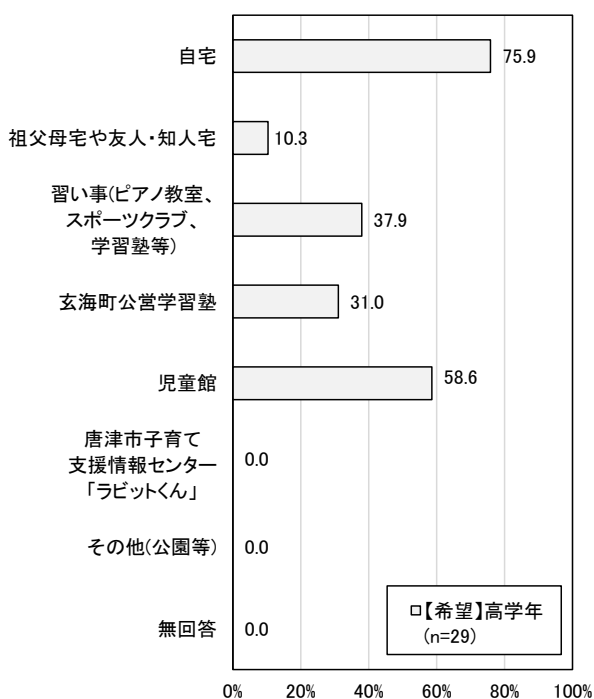
＜放課後の過ごし方の希望（就学前）＞



＜放課後の過ごし方の現状（小学生）＞

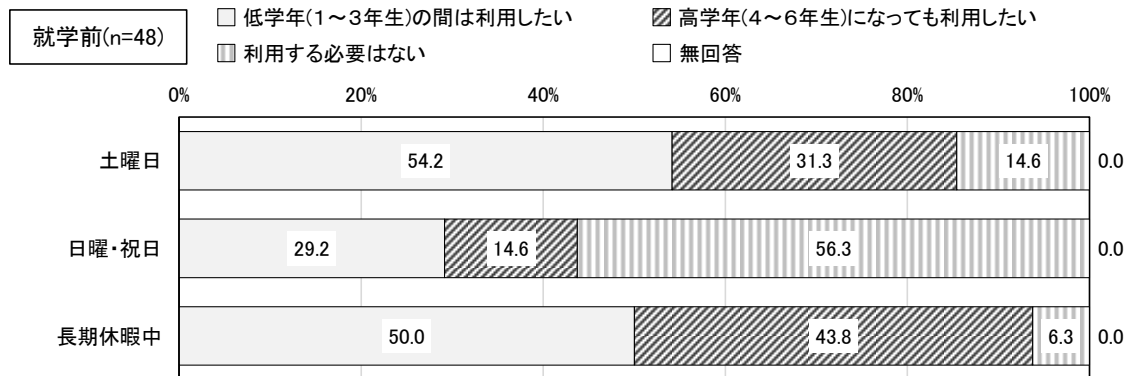


＜放課後の過ごし方の希望（小学生）＞

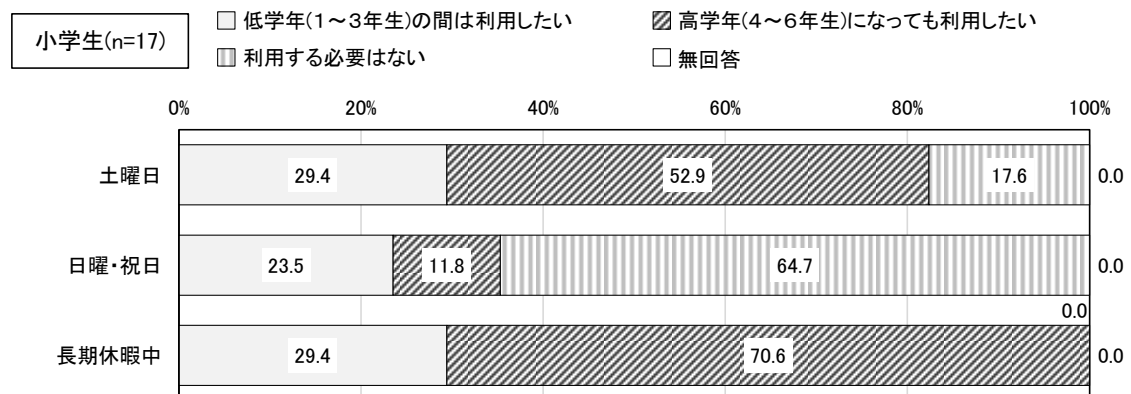


- ◆ 児童館の利用意向について、就学前では、『利用したい』（「低学年（１～３年生）の間は利用したい」と「高学年（４～６年生）になっても利用したい」の合計）と回答した割合は、土曜日や長期休暇中で８割を超えており、日曜・祝日についても、４３．８％が利用を希望しています。
- ◆ 小学生で『利用したい』と回答した割合は、土曜日が８２．３％、日曜・祝日が３５．３％、長期休暇中は１００％となっています。

<児童館の利用意向（就学前児童）>

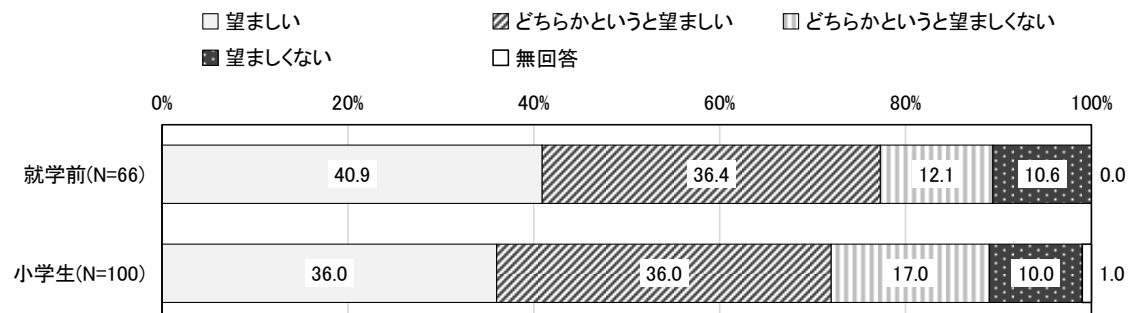


<児童館の利用意向（小学生児童）>



- ◆ 児童館の統合について、『望ましい』（「望ましい」と「どちらかという望ましい」の合計）と回答した割合は、就学前で７７．３％、小学生で７２．０％となっています。

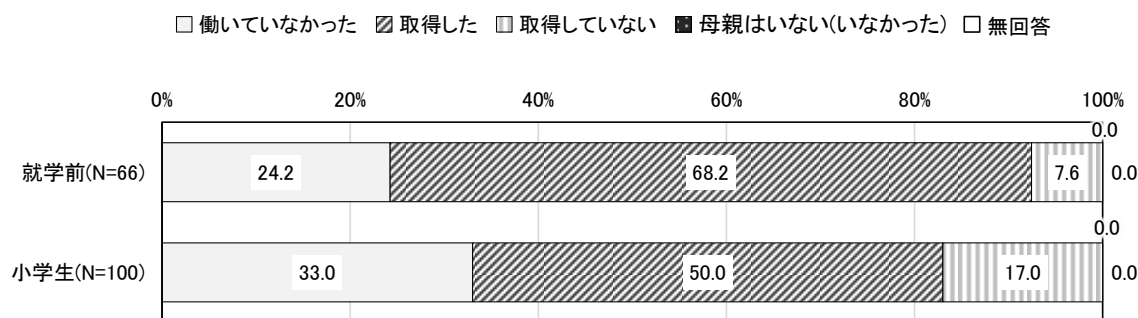
<児童館の統合について>



8) 育児休業の取得状況

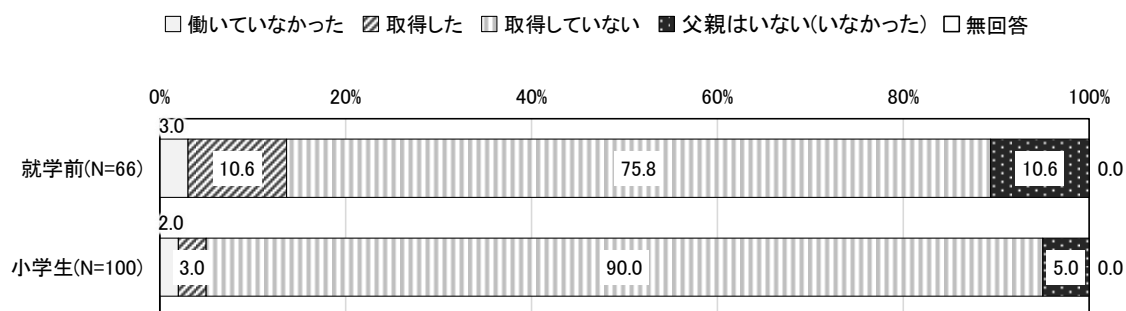
- ◆ 母親が育児休業制度を「取得した」と回答した人は、就学前で68.2%、小学生で50.0%と最も高くなっており、「取得していない」と回答した割合はおよそ1～2割となっています。

＜育児休業の取得状況（母親）＞



- ◆ 父親が育児休業制度を「取得した」と回答した人は、就学前で10.6%、小学生で3.0%となっています。一方で、「取得していない」と回答した割合は就学前で75.8%、小学生で90.0%と高くなっています。

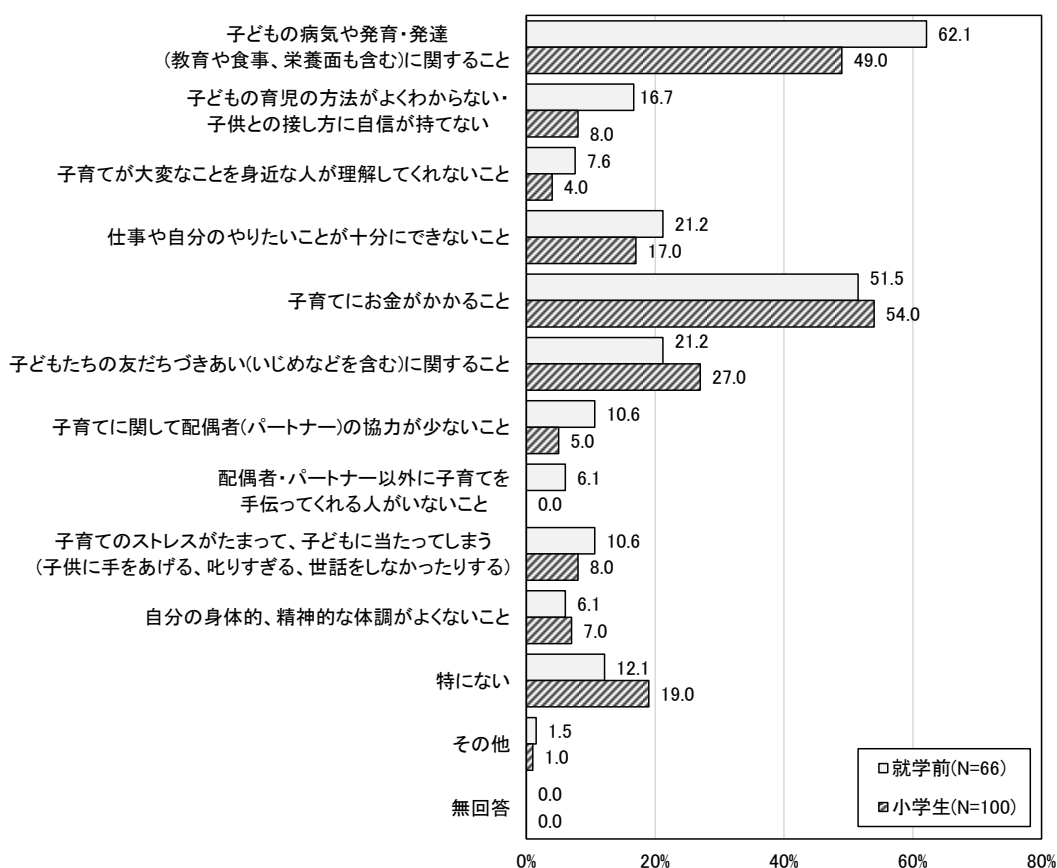
＜育児休業の取得状況（父親）＞



9) 子育て全般

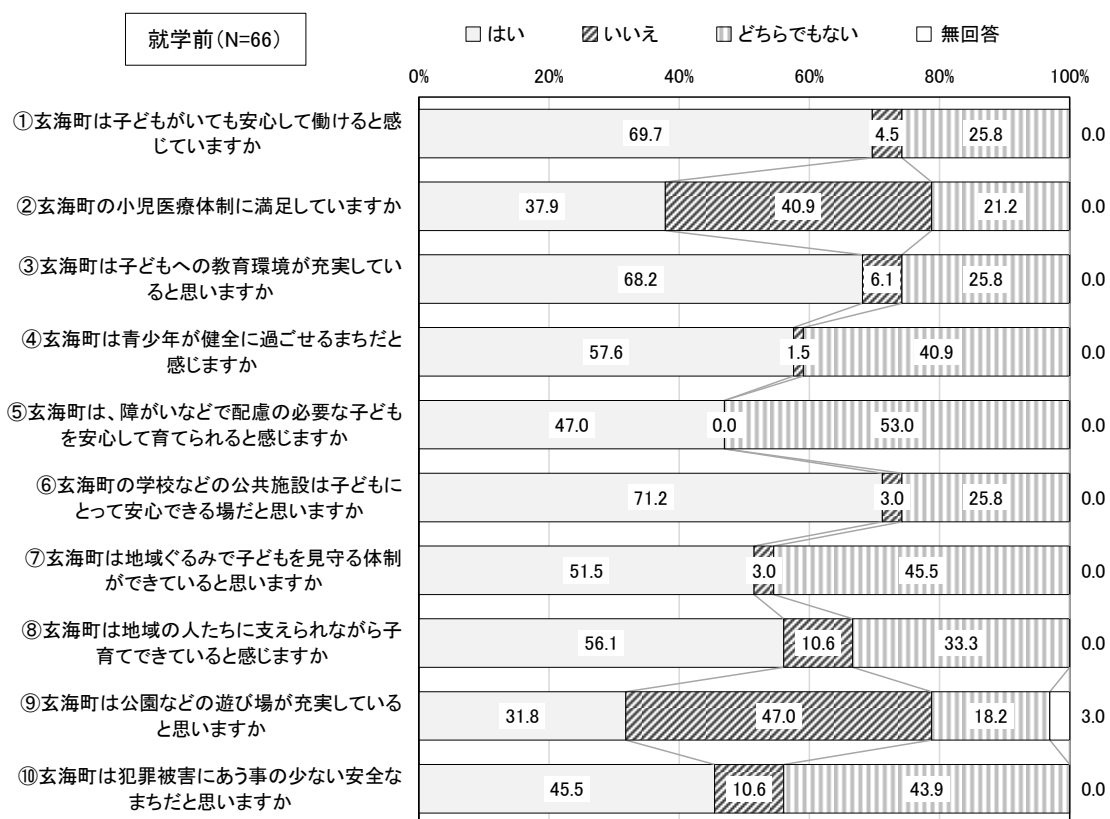
- ◆ 子育てに関する悩みや不安については、「子どもの病気や発育・発達（教育や食事、栄養面も含む）に関すること」（就学前：62.1%、小学生：49.0%）と、「子育てにお金がかかること」（就学前：51.5%、小学生：54.0%）が就学前、小学生ともに高い割合となっています。また、その他として、「子育てをすることによる配偶者の体調」、「母親が居なくなったので精神的なケアをどうすべきか悩む時がある」等の意見がありました。

<子育てに関する悩みや不安>



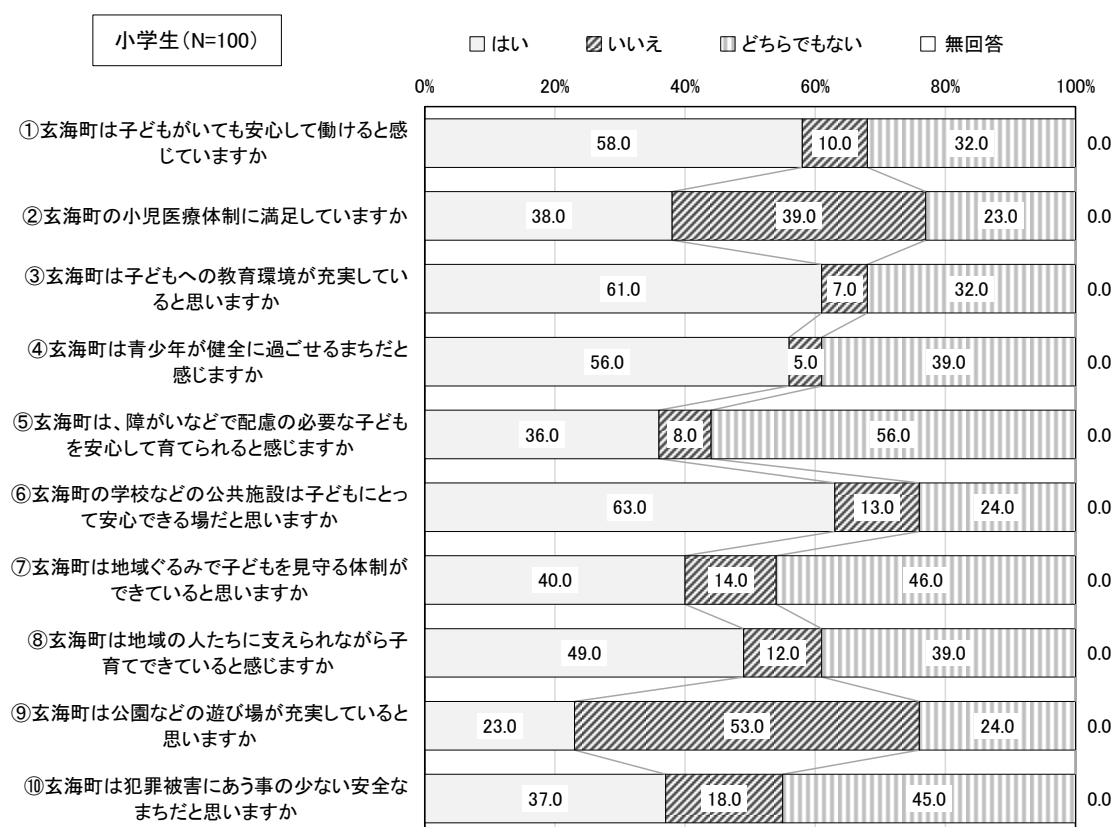
◆ 子育て支援の施策等についてどう感じているか尋ねたところ、就学前で「はい」と回答した割合が高いのは、⑥『学校などの公共施設は子どもにとって安心できる場だと思いますか』が71.2%となっており、次いで、①『子どもがいても安心して働けると感じますか』が69.7%、③『子どもへの教育環境が充実していると思いますか』が68.2%となっています。一方で、「いいえ」と回答した割合が高いのは⑨『公園などの遊び場が充実していると思いますか』が47.0%、次いで、②『小児医療体制に満足していますか』が40.9%となっています。

< 玄海町の施策等について（就学前） >



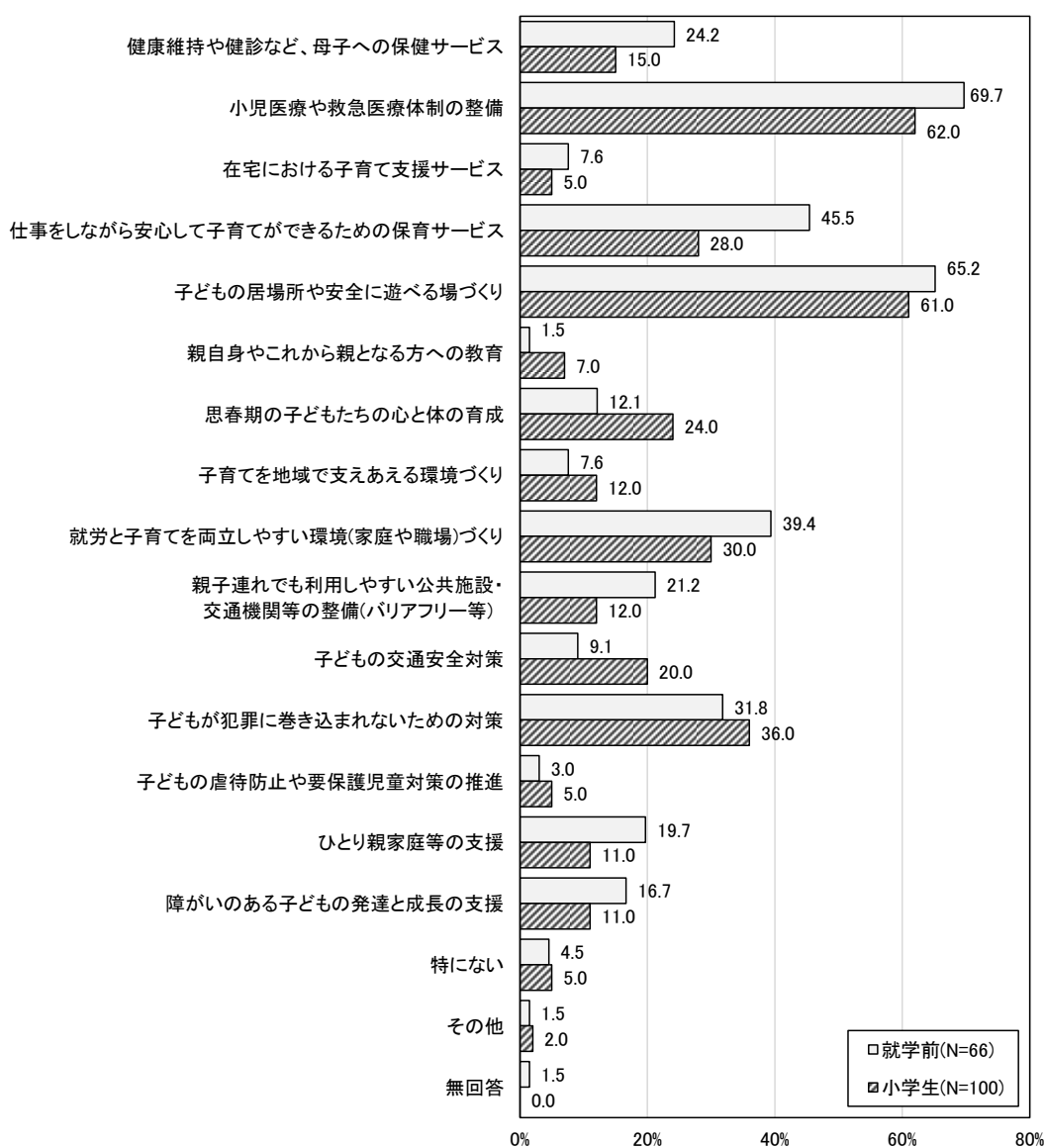
- ◆ 小学生で「はい」と回答した割合が高いのは、⑥『学校などの公共施設は子どもにとって安心できる場だと思いますか』が63.0%となっており、次いで、③『子どもへの教育環境が充実していると思いますか』が61.0%、①『子どもがいても安心して働けると感じますか』が58.0%となっています。一方、「いいえ」と回答した割合が高いのは、就学前と同様に、⑨『公園などの遊び場が充実していると思いますか』が53.0%、次いで、②『小児医療体制に満足していますか』が39.0%となっています。

＜玄海町の施策等について（小学生）＞



- ◆ 子育てに関して町に充実してほしいことは、就学前、小学生ともに「小児医療や救急医療体制の整備」、「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」と回答した割合が6割を超えています。また、その他として「子どもたちだけでも移動できる交通手段」、「学びの場づくり」、「放課後に連れて行ける病院」等の意見がみられました。

＜子育てに関して町に充実してほしいこと＞



第3章 第2期計画の実施状況

第2期計画で設定した見込量に対する実績から第2期計画の評価や各事業の利用状況を整理しました。

1 教育・保育の状況

(1) 教育事業（幼稚園・認定こども園）

▼ 事業概要

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。

▼ 対象者

3歳児～5歳児

▼ 実施状況及び課題

町内に幼稚園・認定こども園はないため町外施設の利用となっていますが、利用児童数は減少傾向にあります。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込 (1号・2号認定)	2	2	2	2	2
	確保数 (1号・2号認定)	0	0	0	0	0
実績値	1号認定	8	6	4	1	
	2号認定	0	0	0	0	
	合計	8	6	4	1	
利用率(実績/見込)		400.0%	300.0%	200.0%	50.0%	

(2) 保育事業（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

▼ 事業概要

保育所は、就労等により家庭で保育できない保護者に代わって子どもを保育する施設です。

▼ 対 象 者

0歳児～5歳児

▼ 実施状況及び課題

現在、町内の認可保育所（あおば園・ふたば園）2園で保育を実施しています。

2号認定の実績は概ね量の見込みと同程度となっていますが、3号認定の実績は概ね量の見込みを上回って推移しています。

(2) - ① 2号認定（3～5歳）

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込 2号認定（3～5歳）	127	112	101	87	79
	確保数 2号認定（3～5歳）	165	165	165	165	165
実績値		108	103	88	91	
利用率（実績/見込）		85.0%	92.0%	87.1%	104.6%	

(2) - ② 3号認定（0歳）

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込 3号認定（0歳）	19	17	17	17	15
	確保数 3号認定（0歳）	29	29	29	29	29
実績値		19	22	16	20	
利用率（実績/見込）		100.0%	129.4%	94.1%	117.6%	

(2) - ③ 3号認定（1～2歳）

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込 3号認定（1～2歳）	53	49	43	41	41
	確保数 3号認定（1～2歳）	96	96	96	96	96
実績値		59	58	52	48	
利用率（実績/見込）		111.3%	118.4%	120.9%	117.1%	

2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

第2期計画期間では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、以下の14事業を掲げていました。

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 一時預かり事業
4. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）
6. 延長保育事業
7. 病児・病後児保育事業
8. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
9. 乳児家庭全戸訪問事業
10. 養育支援訪問事業
11. 妊婦健康診査事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
14. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容及び第2期計画策定時における量の見込みと利用実績は以下の通りです。

（1）利用者支援事業

▼ 事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▼ 実施状況及び課題

必要に応じ、こども・ほけん課や唐津市子育て支援情報センターにて対応しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

▼ 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

▼ 実施状況及び課題

利用者はみられませんでした。今後もニーズに応じた対応を図ることが必要です。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：延人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	52	47	43	41	40
実績値	0	0	0	0	
利用率(実績/見込)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

(3) 一時預かり事業

1) 1号認定を受けた子どもの預かり(幼稚園型)

▼ 事業概要

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

▼ 実施状況及び課題

町外幼稚園での実施とし提供体制の確保ができていましたが、利用者はみられませんでした。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：延人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	72	72	72	72	72
実績値	0	0	0	0	
利用率(実績/見込)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

2) 特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

▼ 事業概要

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

▼ 実施状況及び課題

保育所（あおば園）1 か所にて実施しています。令和3年度以降で実績値が量の見込みを上回っていますが、提供体制の確保はできています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：延人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	51	45	41	37	35
実績値	27	206	147	45	
利用率(実績/見込)	52.9%	457.8%	358.5%	121.6%	

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

▼ 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

▼ 実施状況及び課題

唐津市子育て支援情報センター「ラビットくん」にて実施しています。利用者は令和4年度のみとなっていますが、今後も関係機関と連携を図り、提供体制を確保します。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：延人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
実績値	0	0	3	0	
利用率(実績/見込)	0.0%	0.0%	30.0%	0.0%	

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

▼ 事業概要

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

▼ 実施状況及び課題

唐津市の児童養護施設「慈光園」にて実施しています。令和3年度以降の利用実績はありませんが、今後も提供体制を確保します。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：延人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
実績値	2	0	0	0	
利用率(実績/見込)	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

(6) 延長保育事業

▼ 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

▼ 実施状況及び課題

保育所（あおば園・ふたば園）2園にて実施しています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：実人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80	75	68	61	57
実績値	66	70	53	51	
利用率(実績/見込)	82.5%	93.3%	77.9%	83.6%	

(7) 病児・病後児保育事業

▼ 事業概要

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

▼ 実施状況及び課題

唐津市子育て支援情報センター「しろくまくん」、宅幼老所玄海園「わんわん」にて実施しています。令和5年度で実績値が量の見込みを上回っていますが提供体制は確保できています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：延人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	20	20	20	20
実績値	6	4	4	26	
利用率(実績/見込)	30.0%	20.0%	20.0%	130.0%	

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

▼ 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

▼ 実施状況及び課題

本町では放課後児童クラブを設置していないため、代替施設としてさくら児童館、みどり児童館の2か所において放課後児童クラブの機能を一部担っています。実績は、令和3年度以降で量の見込みを上回って推移しています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：実人数/年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	180	176	170	162	150
実績値	1年生	36	38	43	21	
	2年生	36	33	37	42	
	3年生	33	35	31	32	
	4年生	29	30	31	25	
	5年生	21	28	27	24	
	6年生	16	17	25	20	
	合計	171	181	194	164	
	利用率(実績/見込)	95.0%	102.8%	114.0%	101.2%	

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

▼ 事業概要

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

▼ 実施状況及び課題

こども・ほけん課にて事業を実施しています。また、各年度において実績値は量の見込みを下回っています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：実人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	40	40	40	40
実績値	25	21	26	24	
利用率(実績/見込)	62.5%	52.5%	65.0%	60.0%	

(10) 養育支援訪問事業

▼ 事業概要

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

▼ 実施状況及び課題

こども・ほけん課にて事業を実施しています。該当する家庭がある場合には、状況に応じた支援を行います。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：実人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	40	40	40	40
実績値	0	0	0	0	
利用率(実績/見込)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

(11) 妊婦健康診査事業

▼ 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

▼ 実施状況及び課題

こども・ほけん課にて事業を実施しています。実績値は量の見込みと同程度となっています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：実人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	40	40	40	40
実績値	46	36	44	33	
利用率(実績/見込)	115.0%	90.0%	110.0%	82.5%	

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

▼ 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。 ※見込量算出対象外

▼ 実施状況及び課題

本町では未実施となっています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

▼ 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

※見込量算出対象外

▼ 実施状況及び課題

本町では未実施となっています。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

▼ 事業概要

特要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。 ※見込量算出対象外

▼ 実施状況及び課題

必要に応じて事業を展開しています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：実人数/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	22	0	14	10	

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保の方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び本町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ① 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
◆ 児童数や施設数は適切な規模か	◆ 居宅より容易に移動することが可能か
◆ 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	◆ 区域内で事業の確保が可能か
◆ 区域ごとに確保策を打ち出せるか	◆ 現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

<提供区域設定の主な理由>

- ① 保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ② 区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

2 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園（教育認定）
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園（保育認定）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園（保育認定） 地域型保育事業

※現在、町内での幼稚園、認定こども園、地域型保育事業による教育・保育の実施はありません。

また、保育の必要性の認定に当たっては、①保育を必要とする事由（※）、②保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、③「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保の方策」を定めることとしています。

本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保の方策」を設定しました。

令和7年度

単位：人

			1号認定	2号認定		3号認定			計
			教育を希望	教育を希望	左記以外	保育が必要			
対象年齢			3～5歳			0歳	1歳	2歳	
量の見込み（A）			0	85		12	20	25	142
				0	85				
確保の方策	幼稚園								
	認定 こども園	幼稚園部分							
		保育所部分							
	保育所			0	160	12	60		232
	地域型保育事業								
	企業主導型(地域枠)								
	合計（B）		0	0	160	12	60		232
過不足数（B-A）			0	0	75	0	15		90

※確保の方策については、他市町施設の利用を除く

令和8年度

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定			計
		教育を希望	教育を希望	左記以外	保育が必要			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳	
量の見込み（A）		0	84		11	20	19	134
			0	84				
確保の方策	幼稚園							
	認定 こども園	幼稚園部分						
		保育所部分						
	保育所			0	160	12	60	232
	地域型保育事業							
	企業主導型(地域枠)							
	合計（B）		0	0	160	12	60	232
過不足数（B-A）		0	0	76	1	21	98	

※確保の方策については、他市町施設の利用を除く

■ 令和9年度

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定			計
		教育を希望	教育を希望	左記以外	保育が必要			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳	
量の見込み（A）		0	77		10	19	19	125
			0	77				
確保の方策	幼稚園							
	認定 こども園	幼稚園部分						
		保育所部分						
	保育所			0	160	12	60	232
	地域型保育事業							
	企業主導型（地域枠）							
	合計（B）		0	0	160	12	60	232
過不足数（B-A）		0	0	83	2	22	107	

※確保の方策については、他市町施設の利用を除く

■ 令和10年度

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定			計
		教育を希望	教育を希望	左記以外	保育が必要			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳	
量の見込み（A）	0	76		10	17	18	121	
		0	76					
確保の方策	幼稚園							
	認定 こども園	幼稚園部分						
		保育所部分						
	保育所			0	160	12	60	232
	地域型保育事業							
	企業主導型（地域枠）							
	合計（B）		0	0	160	12	60	232
過不足数（B-A）		0	0	84	2	25	111	

※確保の方策については、他市町施設の利用を除く

■ 令和 11 年度

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定			計
		教育を希望	教育を希望	左記以外	保育が必要			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳	
量の見込み（A）		0	67		8	17	16	108
			0	67				
確保の方策	幼稚園							
	認定 こども園	幼稚園部分						
		保育所部分						
	保育所			0	160	12	60	232
	地域型保育事業							
	企業主導型（地域枠）							
	合計（B）		0	0	160	12	60	232
過不足数（B-A）		0	0	93	4	27	124	

※確保の方策については、他市町施設の利用を除く

▼ 確保の方策の考え方

2号認定の保育、3号認定に関しては、各年度、ニーズ量以上の提供数を確保できています。

1号認定及び2号認定の教育希望に関しては、町内に受け入れ施設がないことから、町外施設による受け入れとします。

（2）認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、都道府県から認可を受け、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認可を受けることになります。

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

(3) 教育・保育の質の向上

保育士と玄海みらい学園教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、保育園と玄海みらい学園の連携を強化します。子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っています。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙やホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

ニーズ調査及び実績等をもとに、玄海町に居住する子どもの「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保の方策）」を設定します。

（１）利用者支援事業

▼ 事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▼ 対象者

妊婦・産婦・子育て期の人やその家族

▼ 確保の方策の考え方

必要に応じ、こども・ほけん課や唐津市子育て支援情報センターにて事業を実施します。また、こども家庭センターの設置について検討します。

（２）地域子育て支援拠点事業

▼ 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。さくら児童館またはみどり児童館にて事業を実施します。

▼ 対象者

乳幼児（主に就学前児童）とその保護者

■ 第３期計画期間における見込量と確保の方策

単位：延人数/年、箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48	48	48	48	48
実施箇所数	1	1	1	1	1

▼ 確保の方策の考え方

児童館１か所で実施し、地域における子育て支援の充実や地域の子育てグループ等の支援、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進します。

(3) 一時預かり事業

1) 1号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型）

▼ 事業概要

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。町内の実施はないため、広域での利用となっています。

▼ 対象者

3歳児～5歳児

■ 第3期計画期間における見込み量と確保の方策

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	96	96	96	96	96
確保提供数	96	96	96	96	96

▼ 確保の方策の考え方

令和7～11年の計画期間において、量の見込みと同数の確保にて対応が可能となっています。

2) 特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

▼ 事業概要

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。保育所（あおば園）にて実施します。

▼ 対象者

0歳児～5歳児

■ 第3期計画期間における見込み量と確保の方策

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	43	42	39	38	34
確保提供数	43	42	39	38	34

▼ 確保の方策の考え方

令和7～11年の計画期間において、量の見込みと同数の確保にて対応が可能となっています。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

▼ 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。唐津市子育て支援情報センター「ラビットくん」にて実施します。

▼ 対象者

生後3カ月（首が座って）から18歳未満まで

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保提供数	10	10	10	10	10

▼ 確保の方策の考え方

令和7～11年の計画期間において、量の見込みと同数の確保にて対応が可能となっています。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

▼ 事業概要

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。唐津市の児童養護施設「慈光園」にて実施します。

▼ 対象者

18歳未満の児童と保護者

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保提供数	10	10	10	10	10

▼ 確保の方策の考え方

令和7～11年の計画期間において、量の見込みと同数の確保にて対応が可能となっています。

(6) 延長保育事業

▼ 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。保育所（あおば園・ふたば園）2園にて実施します。

▼ 対象者

0歳児～5歳児

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	49	45	44	39
確保提供数	50	49	45	44	39

▼ 確保の方策の考え方

令和7～11年の計画期間において、量の見込みと同数の確保にて対応が可能となっています。

(7) 病児・病後児保育事業

▼ 事業概要

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。唐津市子育て支援情報センター「しろくまくん」、宅幼老所玄海園「わんわん」にて実施します。

▼ 対象者

生後3ヵ月～小学6年生まで

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	14	14	12
確保提供数	15	15	14	14	12

▼ 確保の方策の考え方

令和7～11年の計画期間において、量の見込みと同数の確保にて対応が可能となっています。

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

▼ 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では放課後児童クラブを設置していないため、さくら児童館、みどり児童館の2か所を、放課後児童クラブの機能を一部担う代替施設としています。

▼ 対象者

小学校1年生～6年生

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：実人数/年、箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 計	145	134	127	112	114
1年生	31	25	27	19	27
2年生	28	30	24	26	19
3年生	19	26	28	22	24
4年生	30	15	21	22	17
5年生	22	23	11	15	16
6年生	15	15	16	8	11
確保提供数	145	134	127	112	114
実施箇所数	2	2	2	2	2

▼ 確保の方策の考え方

令和7～11年の計画期間において、量の見込みと同数の確保にて対応が可能となっています。また、アンケート調査結果によると、さくら児童館とみどり児童館を統合し、玄海みらい学園横の町民会館で実施することを望む声が多くあることから、児童館の統合について検討を行っています。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

▼ 事業概要

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。こども・ほけん課にて実施しています。

▼ 対象者

乳児とその保護者

■ 第3期計画期間における見込量

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問人数	19	18	17	16	14

▼ 確保の方策の考え方

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての家庭への訪問と、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

(10) 養育支援訪問事業

▼ 事業概要

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする保護者や児童に対して、保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。こども・ほけん課にて実施しています。

▼ 対象者

児童やその家庭

■ 第3期計画期間における見込量

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問人数	6	6	6	6	6

▼ 確保の方策の考え方

今後も継続して事業を展開し、心身共に不安定になりやすい妊娠期（早期）からの関わりや切れ目のない支援を行います。

(11) 妊婦健康診査事業

▼ 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。こども・ほけん課にて実施しています。

▼ 対象者

妊婦

■ 第3期計画期間における見込量

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診者数	32	28	27	25	22

▼ 確保の方策の考え方

今後も継続して事業を展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

▼ 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。 ※見込量算出対象外

▼ 確保の方策の考え方

本町では未実施のため、国の動向やニーズを勘案しながら事業の必要性について検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

▼ 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

※見込量算出対象外

▼ 確保の方策の考え方

本町では未実施となっていますが、今後も事業者からの申請状況等を勘案しながら必要に応じて事業を展開します。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

▼ 事業概要

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。 ※見込量算出対象外

▼ 確保の方策の考え方

今後も継続して事業を展開し、関係機関との連携強化を図ります。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

▼ 事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

▼ 対象者

妊産婦や子育て家庭

▼ 確保の方策の考え方

本町では未実施となっていますが、事業の必要性について検討します。

(16) 児童育成支援拠点事業

▼ 事業概要

養育環境等に課題を抱える家庭・児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

▼ 対象者

児童やその保護者

▼ 確保の方策の考え方

本町では未実施となっていますが、事業の必要性について検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

▼ 事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の発達に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

▼ 対象者

児童やその保護者

▼ 確保の方策の考え方

本町では未実施となっていますが、事業の必要性について検討します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

▼ 事業概要

妊婦・その配偶者に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

▼ 対象者

妊婦やその配偶者

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：面談実施合計回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	63	57	51	51	45
確保提供数	63	57	51	51	45

▼ 確保の方策の考え方

町の保健師による面談等を実施します。また、令和7～11年度の計画期間において、量の見込みと同数の確保にて対応が可能となっています。

(19) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）

▼ 事業概要

保護者の就労有無を問わず、教育・保育施設を利用していない満3歳未満の就学前児童を、月一定時間まで保育所等に預けることができる事業です。

▼ 対象者

満3歳未満の就学前児童

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：延人数/月

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用延人数		2	2	2	2

▼ 確保の方策の考え方

本町では未実施となっていますが、令和8年度からの全自治体での本格実施に向け、体制整備に努めます。

(20) 産後ケア事業

▼ 事業概要

ケアを必要とする産後1年未満の母子に対し、心身の休息、育児・生活に関する相談や指導などの支援を行う事業です。

▼ 対象者

産後1年未満の母親と乳児

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保提供数	7	7	7	7	7

▼ 確保の方策の考え方

令和7年度からの新規事業となっており、令和7～11年度の計画期間において、量の見込みと同数の確保にて対応が可能となっています。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求めるなど関係機関との連携強化が不可欠です。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

また、医療ケアが必要な児童の支援を行うため、総合的な支援体制の構築を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人一人が、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（１）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう努めます。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう努めます。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、子ども・子育て支援の総合的な体制づくりを推進することを目指します。

(1) 関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

3 計画の達成状況の点検・評価

本町では、こども・ほけん課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「玄海町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

1 玄海町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 13 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条の規定に基づき、玄海町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、それぞれ子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・ほけん課において処理する。

(令元条例 13・令 4 条例 9・一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 40 年玄海町条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和元年 8 月 28 日条例第 13 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 13 日条例第 9 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 玄海町子ども・子育て会議 委員名簿

区 分	機 関	氏 名
子どもの保護者	保育所保護者会	山 口 右 帆
		奥 村 奈津子
	玄海みらい学園 P T A	山 崎 洋 美
		吉 田 里 美
事業主を代表する者	社会福祉協議会	鬼 木 さおり
労働者を代表する者	唐津上場商工会	楠 田 愁一郎
子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	唐津市子育て支援 情報センター	山 口 ひろみ
子ども・子育て支援に 関し学識経験を有する者	区長会	中 山 靖 二
	民生委員児童委員 協議会	中 山 由 実
		寺 田 祐 子
関係行政機関の職員	保育所	川 口 里 奈
		光 岡 詔 子
	玄海みらい学園	山 口 孝 治

第3期玄海町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行・編集 玄海町役場 こども ほけん課

〒847-1421

佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地

Tel:0955-52-2159 Fax:0955-52-2813